

第 167 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 31 年 1 月 23 日(水) 午前9時～午前10時

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (34名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 庸 造	3 番 石 原 啓 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄	10 番 若 槻 隆 季
11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文	13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次
15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫	17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利
19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進	25 番 藤 原 力 夫
26 番 石 原 隆 幸	27 番 立 石 覚	28 番 藤 原 修	31 番 大 坂 茂
34 番 嵐 谷 和 則	35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史	37 番 若 槻 保
38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫	40 番 中 林 孝	41 番 澤 井 浩 二
42 番 吉 田 貞 一	43 番 内 田 勝 幸		

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉 川 明 広

5. 欠席委員(9 名)

6 番 内田委員 9 番 佐伯委員 22番 植田委員 23番 和久利委員 24番 岩田委員
29番 金倉委員 30番 小池委員 32番 福本委員 33番 安部委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	第167回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告を行います。本日の欠席者は6番 内田委員、9番 佐伯委員の2名でございます。議員総数18名中16名出席です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、7番 藤原委員、8番 松原委員にお願いをいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第4号議案まで、順次行います。 報告第1号、「農地の合意解約に関する届出について」を上程いたします。事務局は説明して下さい。
事務局	報告第1号、「農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する」平成31年1月23日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1 農地の所在 △△△△外9筆 地目は登記簿現況ともに田 面積 747 m²他合計9313m² 賃貸人氏名 ○○○○ △△△△ 賃借人氏名 ○○○○ △△△△ 解約届出日、解約成立日はいずれも平成30年8月2日です。土地引渡時期は平成31年1月 1 日です。解約の理由 賃貸人の都合による 番号2 農地の所在 △△△△外1筆 地目は登記簿現況ともに田 面積 1428m²他合計3024m² 賃貸人氏名 ○○○○ △△△△ 賃借人氏名 ○○○○ △△△△ 解約届出日 解約成立日 土地引渡時期はいずれも平成30年 12月26日です。解約の理由 賃貸人の都合による 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。 事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、「農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。」平成31年1月23日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 △△△△外1筆、地目は登記簿、田、現況、宅地、面積819 m²外で計1555m²。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 昭和53年9月、□□□□を建設し、農地から転用。これにより、農地法の適用をうけない土地であるため。 申請地は△△地区の町道△△△△線沿いの□□□□の隣地になります。 当該農地への□□□□設置については、昭和53年度当時は、土地収用法第三条第23の社会福祉法による社会福祉事業に該当するため、農地法の転用許可不要につき転用されました。この時点で、農地法の適用を受けない敷地、非農地の取り扱いとなっております。 この度、道路拡張のため、□□□□の移転先として、当該地を取得するため、非農地の申請を行うものです。

事務局	ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。先ほど局長のほうから説明があった通りでございます。 議案第1号 番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。 事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求め る。平成31年1月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 377 m²。申請人氏名 〇〇〇〇、住所 △△△△、転用目的 露天資材置場、施設 農機具庫、露天資材置場、転 用理由、 追認です。ほ場整備により解体撤去となったため、申請地へ再建した除地について は昭和 62 年に県の同意を得ています。顛末書が出ております。 この案件につきましては、昭和49年度から昭和51年度において△△地区団体営ほ場整備 事業が実施された農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法施 行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居 住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当する ものと考えます。 以上ご審議よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番〇〇委員
39番	39番〇〇が補足説明させていただきます。 まず、場所でございますが△△△の国道を△△から300メートル上がった左側、50メートル入 ったところでございます。これは道路から見てもわかりますが小屋と、はで小屋は朽ち果ててい るような状況です。これをこの度〇〇さんが世代交代をするという事で若い者に譲っておかなけ ればいけないという事で整理されるものでございますのでよろしくご審議お願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号1について承認することに決しました。

事務局	次、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明してください。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」平成31年1月23日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△△外1筆、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積 628 m²外で計 1,797 m²。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、転用目的 墓地、施設等 墓地、転用の理由 ●●●●のための墓地が不足しているため、申請地に新設したい。 除地については平成 29 年 6 月 12 日に県から同意を得ています。 番号 2、農地の所在、△△△△外1筆、地目は登記簿、現況ともに 田、畑、面積 281 m²外で計 355 m²。権利種別は賃貸借です。貸付人氏名 ○○○○、住所 △△△△、借受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、転用目的 一般個人住宅、施設 個人住宅、農業用倉庫、転用の理由 申請地に個人住宅を建築するため除地については平成 30 年 10 月 1 日に県から同意を得ています。 この案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 11番 ○○委員
11 番	11番○○が説明させていただきます。□□□□につきましては□□□□の西側に位置するお寺でございます。○○○○さんはその■■■■■さんでございます。場所につきましては、□□□の北側にある農地でございます。一区画 9 m²ぐらいで 54 区画作りたいという事です。□□□納骨を待っておられる方もあるという事でございます。農地でないところはないかという事でございましていろいろ調べたそうですが裏手に□□□さんの山林がございましてそこを開発いたしますと地産事業とか進入路を作ると莫大な費用が掛かるという事です。また必要面積を確保するためには山のほとんどを削ってしまうという関係で県のほうと協議した結果そこでよいという承認をいただいたので許可が下り次第、早急に工事を実施したいという状況でございます。以上でございます。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号1について質疑に入ります。所有権移転、対価は無償の案件でございます。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。 よって議案第3号番号1について承認することに決しました。

議長	次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番 ○○委員
39番	番号2番につきまして、39番○○が補足説明させていただきます。まず場所でございますが国道を□□□□から△△方面へ200メートル行った左にある家が○○さんです。○○さんの隣にある畑がこの度申請に出されております。○○○○さんでございますが、○○さんの子供さんでございます、子供さんが今度お帰りになるという事で隣に家を建てたいというものでございますので近所の方も了解されているということでございますので、よろしくをお願いいたします。以上です。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第4号 農地利用集積計画の承認について、を上程いたします。利用権設定です。事務局説明してください。
事務局	6ページになります。 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成31年1月23日提出奥出雲町農業委員会会長。 番号1 農地の所在 △△△△外5筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 2897㎡ 他合計16101㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は8年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は12000円です。 番号2 農地の所在 △△△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 1753㎡他合計7403㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は8年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は12000円です。 番号3 農地の所在 △△△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は441㎡他 合計5296㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米28kgです。 番号4 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 1489㎡他合計3521㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号5 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1499㎡他合計2513㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りで

事務局	す。利用権の設定を受けるものは白根 恵 竹崎 1132 番地 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は1年 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号6 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積 1237㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号7 農地の所在 △△△△外8筆 地目 登記簿現況ともに田 面積747㎡他合計9190㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米58kgです。 番号8 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1596㎡他合計3024㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は1年 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。 番号9 農地の所在 △△△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1686㎡他合計7226㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 □□□□ 下横田136番地2 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号10 農地の所在 □□□□番外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 1614㎡他合計6751㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 □□□□ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は9000円です。 番号11 農地の所在 □□□□番外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 1114㎡他合計3870㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 □□□□ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。 番号12 農地の所在 □□□□番外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 1137㎡他10112㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 □□□□ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。 番号13 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積2683㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号14 農地の所在 □□□□番外6筆 地目 登記簿現況ともに田一筆が畑です。面積1832㎡他合計12032㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号15 農地の所在 □□□□番 地目 登記簿現況ともに田 面積 1089㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ ▲▲▲▲番 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 △△△△ ●●●●番 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 使用貸借です。
-----	---

事務局	以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第4号番号1、番号2について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 10番若槻委員
10番	はい。それでは若槻が補足説明させていただきます。 まず、番号1ですがこの〇〇〇〇さんといいますのは、■■■■自治会の方で家族さんが 昨年の春に亡くなっておられまして、その時点で■■■■の法人さんに作ってもらえないか という話がありましたけれども圃場の整備とか水路の水量が足りないという事などで、まあ1年 見合わせて30年は□□□□の環境保全協定の資金を借りて草刈をしたり木を切ったり水路 のほうには製品を設置したりして1年間整備しておられました。場所ですが、■■■■になりま す。そこには4筆ございますが、実際は圃場整備がしてなくて3つか4つかに分かれたような田 になっております。それから□□□□の圃場でございますがこれは家の近くにあります。これが 番号1でございます。 番号2の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さんのとこの家は■■■■の集会所並びに作業所 などがあるところから200mくらい先の角にある家でございます。圃場は□□□□にあります。 以上です。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号1について質疑に入ります。新規です。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号 番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号3、番号4について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 31番 大坂委員
31番	31番 大坂が担当でございますので番号3、番号4について補足説明させていただきます。 最初に3番ですが、番号3の〇〇〇〇さん、番号4の〇〇〇〇さんともに■■■■自治会の方 でして親戚関係でもございます。〇〇〇〇さんの圃場ですが、■■■■の集会所から□□□

31番	□に番号3の〇〇〇〇さんのお宅があります。その家の斜め横に申請の圃場がございます。△△△△さんですが、2年前までは勤めておられましたが、現在は専業農業者として熱心に農業に取り組んでおられます。新規ではございますが、心配ないと思っておりますのでご審議のほどよろしく願いいたします。 続きまして、番号4につきましてですが〇〇〇〇さん、△△△△さんともに■■■■自治会の方です。家も隣同志でございます。場所でございますが□□□□に〇〇〇〇さんと△△△△さんの田が並んでいる関係で、この度も続いてお世話になるということでございます。松原さんは●●●●のほうへお勤めですが■■■■のほうに作業場がございますので秋になりますとそちらの作業もあるという事で頑張っておられます。 再設定でございますし、ご審議のほうよろしく願いいたします。担当委員の補足説明をお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号3について質疑に入ります。新規です 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号4について可とすることに決しました 次、議案第4号番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします。 34番嵐谷委員
34番	34番嵐谷が説明させていただきます。この田んぼにつきましては■■■■地内で□□□□にございます。〇〇〇〇さんは□□□□集落、△△△△さんは■■■■集落。隣合わせで500mくらい離れておりますが、△△△△さんの家のちょうど前がこの田んぼでございます。昨年家族さんが亡くなられて、■■■■で耕作されておりました。ここには1年となっておりますが、3年も4年もお願いしたいという事でお願いはしておりますが、機械につきましては、トラクターが前からありまして、■■■■集落で共同利用組合となっております田植え機、コンバインがでございます。十分できるんじゃないかと思っておりますのでどうかご承認のほどよろしくおねがいいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員 よって議案第4号番号5について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。 35 番 松原委員
35 番	35番松原が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんは■■■■自治会でございます。△△△△さんは、▲▲▲▲自治会でございます。ここの農場の場所でございますが□□□□の田んぼでございましてその他にも隣接する農地につきましても△△△△さんが作っておられます。△△△△さんは現在お勤めでございまして経営規模の拡大という事で頑張っておられますのでご審議のほうよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号6について承認することに決しました。 次、議案第4号番号7と番号8について担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番 田部委員
39番	39番 田部が補足説明をさせていただきます。 場所ですが□□□□の田んぼまでと、それからもう一つ□□□□いる田んぼでございます。その場所は、□□□□になる田んぼでございます。報告1号で出ておりましたものが昨年まで作っておられた方が年をとったからという事で、今度△△△△さんに託される者でございます。よろしくおねがいいたします。 次に、8番ですが■■■■を50メートルくらい行きますと△△△△さんのお宅があります。そのお宅の前の田んぼでございます。△△△△さんと〇〇〇〇さんは親戚同士でございまして△△△△さんはかねてから米を作りたいという事で、家の目の前の田んぼを借りたいという事でございます。 ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号7について承認することに決しました。 次、議案第4号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声)

議長	承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号8について承認することに決しました。 次、議案第4号番号9から番号12までは□□□□ですので代理さんをお願いいたします。
職務代理	議案第4号番号9から番号12までは□□□□でございますので、代わって進行させていただきます。 事務局の説明が終わっておりますので、議案第4号番号9、番号10について一括担当委員の補足をお願いいたします。 41番 澤井委員
41番	41番澤井が補足説明させていただきます。9番ですが場所は■■■■常会の中央部になります。○○○○さんは高齢になり、△△△△のほうへお願いするという事でございます。それと10番ですが、□□□□にあります。○○○○さんは昨年の春に体調を崩されまして作業が困難となりまして今回△△△△のほうにお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号9、番号10について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号9、番号10について承認することに決しました。 次、議案第4号番号11 番号12について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 42番 吉田委員
42番	11番について、42番吉田が補足説明させていただきます。○○○○さんですが昨年家族さんが亡くなられて、この○○○○さんですけれどもこちらに住んでおられないという事で時々帰って草刈りをしたりなかなか大変という事で△△△△さんのほうへお願いしたいという事でございます。△△△△、■■■■のほうにもたくさん田んぼがありまして作業のほうもしやすいと思います。よろしくをお願いいたします。
15番	12番は私、15番藤原のほうから説明させていただきます。
職務代理	分かりました。お願いします。
15番	15番藤原から12番について説明させていただきます。この水田でございますが、□□□□自治会の真ん中のほうにある圃場整備の終わった田んぼでございます。○○○○さんは、学校卒業後近くの会社に勤めながら今日まで農業を続けてこられました。先年家族さんが亡くなられて、また自身も体調を崩されたため、この度の△△△△さんとの契約という事でござい

15番	ます。なおこの契約につきまして理由として〇〇〇〇さんはせっかく圃場整備した水田ですので他の作物ではなく稲を作ってほしい。という強い希望でございます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました 議案第4号番号11、番号12について受け手が両方同じですので一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第4号番号11、番号12について承認することに決しました。 会長さん、番号9から番号12まで承認されましたで報告いたします。
議長	ありがとうございました。 それでは、議案第4号番号13から番号15まで一括担当委員の補足説明をお願いいたします。43番 内田委員
43番	43番 内田が補足説明をさせていただきます。13番の〇〇〇〇さん、14番の〇〇〇〇さんは親子さんでございまして、13番の〇〇〇〇さんは□□□□の■■■■集落の方です。14番の〇〇〇〇さんは□□□□。今までは農業の作業は受け手の△△△△さんがやっておられまして水管理等に関しましてご本人がやっておられましたけれども、13番の〇〇〇〇さんも高齢になられまして一人暮らしでございまして、14番の〇〇〇〇さんが、今は□□□□と一緒に暮らしておられる関係上 田の管理ができないという事で同じ■■■■集落の△△△△さんが両方を受け持って耕作するという事になりました。△△△△さんにつきましては●●●●●へ勤務しておられましたけれども、退職されまして他にもたくさん耕作されておりますし今までしっかり管理されておりますし。問題ないと思いますのでご審議、ご承認のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 今説明がございましたように議案第4号番号13、14、15につきましては出し手も同じ、受け手も同じでございますので一括質疑に入りたいと思います。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号13、14、15につきまして一括承認することに決しました。 以上、上程いたしました議題はすべて終了いたしました。 次に、その他について事務局からお願いします。
事務局	事務局から何点かお話をさせていただきます。 まず、意向調査についてですが先月の総会のときに各地区の方々に配布をさせていただきます。

事務局	した。何人かの委員さんは、すでに提出いただいておりますがよろしく願いいたします。 今月末を締め切りとさせていただいておりますので宜しくお願いいたします。 それから、今月から活動記録簿のほうをお願いしておりますが、12月分から記入いただいて総 会で提出いただきたいと思います。 奥出雲町農地賃借料の提供について(平成30年度版)という事で毎年情報提供のほうをして おりまして平成30年1月から12月に締結されました賃貸借契約の賃借料のほうをお手元の資 料にまとめました。物納につきましては、JA 雲南地区本部の平成30年産米買取価格の 10a 当 たり7250円で換算しております。これに関しましてはホームページに掲載しております。農家 の方々からの問い合わせがあればご利用いただければと思います。あくまでも参考用の資料 でございます。賃借料につきましては双方のお話で決定となっておりますのでよろしくお願い いたします。 以上です。
議長	次回の農業委員会総会は2月21日 木曜日、会場の都合で10時から横田庁舎で行います のでよろしくお願いをいたします。お疲れまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 月 日

議 長 18番 (印)

議事録署名委員 7 番 (印)

議事録署名委員 8 番 (印)